

道路修繕業務その4(一般委託)仕様書

道路修繕業務その4に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、本市で管理する道路を良好な状態に保つため小規模な道路修繕作業を行うものである。
2	履行期間	令和4年7月1日から令和5年3月31日
3	施行場所	別紙「区域一覧表及び区域一覧図」のとおり
4	業務内容	別紙「道路修繕業務その4」業務仕様書のとおり
5	特記事項	別紙「道路修繕業務その4」業務仕様書のとおり
6	関係法規	・建設業法・労働安全衛生法・労働基準法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)横須賀市の一般廃棄物収集運搬業許可(限定許可の場合、公園等清掃ごみが扱えること) (2)神奈川県または横須賀市の産業廃棄物(汚泥・廃プラスチック・金属くず類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)収集運搬業許可
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は前払い金は無いものとし、年3回(9月、12月、3月の末締め)の出来高精算払いとする。業務完了後に完了届を提出し、市の検査を受けた後に、受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	1 委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、委託者が提示した数量において、本契約と保険料及び役務費以外の単価は同条件で随意契約するものとする。 なお、受託者が随意契約を締結する意思がない場合等については、本業務履行期間満了の2カ月前(令和5年1月末日)までに通知すること。 2 業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、令和3年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読替えて使用するものとする。(使用材料等の基準が改正された時は、新基準に基づくものとする)
11	監督員 連絡先	建設部 道路維持課 維持管理第3係 深澤 弘充 TEL046-822-8274

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	---

単価内訳書 道路修繕業務その4

(税抜き)

工種	種別	細別	単位	予定数量	上限単価	契約単価 上限単価以下	
修繕作業	1	修繕作業(日当たり)	標準作業	日	40	144,849	
	2	修繕作業(日当たり)	特殊作業	日	10	197,099	
	3	修繕作業(時間当たり)	標準作業	時間	500	18,106	
	4	修繕作業(時間当たり)	特殊作業	時間	100	24,636	
	5	修繕作業(時間当たり)	増員作業(普通作業員・一般運転手)	時間	200	5,648	
	6	修繕作業(時間当たり)	増員作業(特殊作業員)	時間	100	6,530	
	7	ダンプトラック 運転 2t	燃料費込 労務無	日	150	18,769	
	8	ホイールローダー 0.4m3	燃料費込 労務無	日	1	12,273	
	9	振動ローラー運転 0.5t~0.6t	燃料費込 労務無	日	30	4,248	
	10	空気圧縮機運転	燃料費込 労務無	日	20	11,456	
	11	バックホウ運転	0.1m3 特殊運転手含	日	10	75,148	
	12	高所作業車運転	ブーム式 12m 特殊運転手含	日	10	82,612	
	13	軽ダンプトラック運転	燃料費込 労務無	日	30	20,174	
舗装修繕	1	A S 舗装版切断	舗装版厚15cm以下 ブレード22インチ	m	500	1,174	
	2	舗装版切断 濁水運搬費	ダンプトラック2t級	回	1	67,179	
	3	舗装版切断 濁水処分費	東部地区 アスファルト舗装版	m3	1	131,937	
	4	舗装打換	機械壊・機械舗設5cm・不陸整正 (3m3/100㎡)AS処理含	㎡	80	9,945	
	5	舗装打換	機械壊・人力舗設5cm・不陸整正 (3m3/100㎡)AS処理含	㎡	100	11,880	
	6	舗装打換	人力壊・人力舗設5cm・不陸整正 (3m3/100㎡)AS処理含	㎡	150	18,198	
	7	舗装新設	人力舗設5cm 不陸整正(3m3/100㎡)	㎡	150	6,810	
	8	オーバーレイ	人力舗設3cm 細粒又は再生密粒	㎡	500	4,295	
	9	オーバーレイ	人力舗設5cm 細粒又は再生密粒	㎡	500	5,676	
	10	区画線設置工	溶融式 実線 白 幅15cm	m	100	621	
	11	区画線設置工	溶融式 実線 黄 幅15cm	m	50	794	
	12	区画線設置工	溶融式 ゼブラ 白 幅15cm	m	50	689	
	13	区画線設置工	溶融式 破線 白 幅15cm	m	50	665	
	14	区画線設置工	溶融式 矢印・記号・文字 白 幅15cm	m	50	1,448	
	15	区画線設置工	ペイント式 実線 白 幅15cm	m	50	236	
	16	路面清掃	人力 歩道	㎡	100	276	
その他	1	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	人	5	32,883	
	2	交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	110	28,647	
	3	貨物自動車運賃	10kmまで 4t	台	40	16,208	
保険料	1	自動車保険料	2台分 9カ月間	式	1	201,892	
	2	役員費	貸与車両保管料 2台分	月	9	70,393	

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約金額欄は受託者が記入すること。

※ 保険料は非課税取引とする

「道路修繕業務その4」業務仕様書

(履行期間)

- 1 履行期間は、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの市開庁日とする。
やむを得ず市閉庁日に作業する場合は事前に監督員の承諾を得ること。

(作業時間)

- 2 作業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
やむを得ず市閉庁時間に作業する場合は事前に監督員の承諾を得ること。
なお作業中及び貸与車両内は禁煙とすること。
現場間の移動時間は作業時間に計上する。

(作業員の構成)

- 3 現場が数か所になる場合は、現場ごとに自社社員（雇用が証明できる書類を履行前に提出）を1名配置し、連絡できるように携帯電話を所持すること。
履行前に、作業員名簿を提出し承認を得ること。履行期間中の変更も同様とする。

(作業の内容)

- 4 主な作業内容は次のとおりである。
 - (1) 修繕作業 別表「修繕作業区分」のとおり
 - (2) 舗装修繕（小規模舗装打換・新設・オーバーレイ等）
 - (3) (2)の舗装修繕は材料費及び処分費は単価に含まれているので受託者で負担すること

(材料)

- 5 修繕作業に係る資材は次のとおりである。
 - ・生コン・砕石・砂・木材・鋼材・常温As・Co製品等・その他必要な材料は市が支給するため、作業に伴い事前に搬入場所を明記した材料予定表を監督員に提出すること。

(作業の指示・報告)

- 6 受託者は、監督員の作業指示を受けた日から18日以内に処理を完了すること。
ただし、監督員から日時について指定があった場合にはその指示に従うこと。
事前に週間作業工程表を監督員に提出すること。
作業後は指定の作業日報・運転日誌及び施行写真（施行中・完成）を原則週1回提出すること。写真はデジタルカメラで撮影した写真を各所毎にA4用紙に3枚ずつプリントアウトし整理することと電子媒体（CD-R市支給品）に整理して記録し、提出すること。
その際、ウィルス対策を施し「定義年月日・パターンファイル名・チェック年月日」を明記し提出すること。

(作業用自動車)

- 7 本業務で使用する作業用自動車は次のとおりとする。
- (1) 別紙貸与車両仕様書に記載の作業用自動車は無償で貸与する。
 - (2) 車両の貸与及び管理については、別紙貸与車両仕様書による。
 - (3) 貸与する作業車の任意保険は受託者で加入すること。
 - (4) 受託者は、貸与車の始業点検を行い、使用後においても車両に異常がないか点検すること。
 - (5) 受託者は、貸与車両の日常保守管理を行うこと。
 - (6) 貸与する作業車の車検・法定定期点検・オイル・役務費等の保守管理は市が行う。なお、役務費の単価の変更は行わないものとする。
 - (7) 舗装修繕業務は作業用自動車を含んでいるので貸与車両は使用しない。
 - (8) 燃料費については市で負担するため、毎月末に運転日誌と燃料伝票を提出すること。

(施行管理)

- 8 本業務の施行管理の方法は、神奈川県土木工事共通仕様書（令和3年4月）および神奈川県土木工事施工管理基準書（令和4年4月）に準拠すること。

(法定外の労災保険について)

- 9 本業務の現場管理費には、法定外の労災保険の経費を含んでいるので、保険契約の写しを提出すること。

(安全・訓練等の実施)

- 10 受託者は本作業に際し、当該工事に即した安全・訓練を作業員全員にしなければならない。また、活動記録簿を提出すること。（月当たり半日以上）

(舗装版切断時に発生する濁水の処理について)

- 11 (1) 処理方法
舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理すること。
- (2) 条件
受託者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならないものとする。
また、受託者が、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬業許可を得ている業者と委託契約を締結しなければならない。
- (3) 提出書類等
受託者は、施行計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受託者と処分業者とで締結した委託契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。
また、受託者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受託者と収集運搬業者とで締結した委託契約書の写し及び収集運搬業者の許可証の写しを添付すること。

なお、受託者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(4) 舗装版切断濁水発生量

舗装版切断で発生する濁水量の算定および精算は次式によるものとし、実際の処分量との誤差に関しては、標準的な設計数量のため原則として変更の対象としない。

アスファルト舗装版： $V=0.023 \times t \times L$

V：発生濁水量(m³) ※小数第3位(小数第4位四捨五入)

t：舗装版切断深さ(m)

L：舗装版切断延長(m)

(5) 処理作業においては、別紙「産業廃棄物処理作業共通仕様書」に準拠すること。

(6) その他

上記内容について疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

(交通誘導警備員について)

- 12 作業に要する交通誘導警備員については、効率的な適正配置に努め、作業前に監督員の承諾を得ること。

(その他)

- 13 本仕様書に定めのないものについては、両者協議の上、定めるものとする。
- 14 緊急作業に備え、次の機械及び車両は使用可能な状態で自社保有すること。
- ・ダンプトラック 2 t 以上
 - ・バックホウ 0.1m³ 以上
 - ・ホイールローダ 0.3m³ 以上
- 履行前に自社保有が確認できる車検証・年次点検票・リース契約書等を提出し、監督員の承認を得ること。
- 15 14の車両について、リース契約の場合は履行期間がリース契約期間に含まれた契約であること。
- 16 履行前に貸与車両の保管場所を確保し、位置図・写真等を提出し、監督員の承認を得ること。

特記事項

(随意契約について)

- 1 委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、委託者が提示した数量において、本契約と保険料及び役務費以外の単価は同条件で随意契約するものとする。
なお、受託者が随意契約を締結する意思がない場合等については、本業務履行期間満了の2カ月前（令和5年1月末日）までに通知すること。

貸与車両仕様書

(車両)

- 1 横須賀市が、受託者に貸与する車両（以下「車両」という。）は、車両内訳のとおりとする。

(貸与期間)

- 2 貸与期間は本契約の期間とする。

(使用料の免除)

- 3 使用料は免除とする。

(用途指定)

- 4 受託者は、車両を道路維持作業及び道路パトロール業務の用途以外に使用してはならない。

(管理)

- 5 受託者は、車両の管理及び使用に当たっては、善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。なお、車両内は禁煙とする。

(管理報告)

- 6 受託者は、車両に事故が発生したとき又は破損したときは、速やかに監督員に報告しなければならない。

(事故処理)

- 7 受託者は、車両の使用に伴い、車両又は第三者に損害を与えたときは、次条に定める保険賠償のほか、受託者の責任において一切を解決しなければならない。

(保険の加入)

- 8 受託者は、車両に対し、自動車任意保険に加入しなければならない。保険加入後に証書の写しを提出すること。
なお、加入する対人、対物、賠償責任保険金額は無制限補償額とする。

(原形変更の承認)

- 9 受託者は、車両の原形を変更することはできない。ただし、あらかじめ横須賀市の承諾を得たときは、この限りではない。

(損害賠償)

- 10 受託者が本仕様書に違反し、横須賀市に損害を与えたときは、受託者は横須賀市に対して損害賠償の責めを負わなければならない。

(協議)

- 11 本仕様書に定めのない事項又はこれに疑義を生じたときは、両者で協議し、決定するものとする。

車 両 内 訳

種 別	① 道路維持作業車	② 2 t ダンプ
車 名	いすゞ エルフ	いすゞ エルフ
形 状	キャブ オーバ	ダンプ
登録番号	横浜 100 そ 8458	横浜 400 ほ 2193
乗車定員	6 人	3 人
最大積載量	1,950kg	2,000kg
車両総重量	4,960kg	4,865 kg
初年度登録	平成 25 年 10 月	平成 26 年 9 月

①道路維持作業車の特別仕様は下記のとおり

- 1 車両塗装 (1) 車体 黄色
(2) 前部バンパー及びリヤゲートリフターに赤白色ゼブラ模様
(3) 側面 幅 15 c m の帯状で白色、「横須賀市道路維持作業車」(黒色丸ゴシック体) の文字
- 2 付属品等
 - ・黄色散光式警光灯及び拡声器
 - ・音声合成装置
 - ・マグネット式黄色回転灯
 - ・エアコン
 - ・リヤヒーター
 - ・ドアバイザー
 - ・リヤゲートリフター
 - ・水槽
 - ・荷台部用具収納用架装

産業廃棄物処理作業共通仕様書

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを事前に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：別紙参照

数量：別紙参照

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は書面により甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(仕様書第2条第2、3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

廃棄物の種類	数量 (予定数)	処分又は再生 を行う事業所	処分方法 能力
汚泥	80 t	田中石材土木 (株) 佐島1-2-1	脱水 240m ³ /8h
金属くず類	5 t	木村金属 (株) 内川2-4-36	破砕 101 t /8h
廃プラスチック	1 t	木村金属 (株) 内川2-4-36	破砕 101 t /8h
ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず	5 t	(株) リフレックス 内川2-5-50	破砕 72 t /8h
	50 t	田中石材土木 (株) 佐島1-2-1	破砕 800m ³ /8h

※廃棄物の詳細の処分先は、契約後に甲から通知する。

施行場所 区域一覧表

管内	町名	道路維持課 担当係区分
衣笠行政センター	大矢部	維持管理第2係
大津行政センター	桜が丘・池田町	
浦賀行政センター	吉井・浦賀・浦上台・二葉・小原台・鴨居・東浦賀・浦賀丘 西浦賀・光風台・南浦賀	
久里浜行政センター	久里浜台・長瀬・久比里・若宮台・舟倉・内川・内川新田 佐原・岩戸・久村・久里浜・神明町・ハイランド	
北下浦行政センター	粟田・光の丘・野比	維持管理第3係
	長沢・グリーンハイツ・津久井	
西行政センター	長井・御幸浜・林・須軽谷・武・山科台・太田和・荻野 長坂・佐島・佐島の丘・芦名・秋谷・子安・湘南国際村	

施行場所区域一覧図（その4対象地区）



修繕作業区分表

主な作業内容	作業時間	作業区分
常温AS・砕石舗装 舗装段差・継目・クラック補修 縁石・タイル補修 側溝・柵設置補修 各種蓋設置補修交換 湧水処理 植樹柵補修舗装 フェンス・ガードレール補修 カーブミラー補修 車止め設置補修 階段・手摺設置補修 仮設土留・土のう設置補修 崩落土処理 倒木処理 看板設置 塗装・ライン工 交通安全施設清掃 保安施設設置撤去 資材置場整理 廃棄物回収運搬 機器メンテナンス 凍結防止剤散布 除雪作業 緊急作業(陥没・事故処理等) 点検パトロール その他、市が指示する作業	1日作業	標準作業 (世話役＋運転手＋普通作業員)
		特殊作業 (世話役＋運転手＋特殊作業員＋普通作業員)
	時間作業	標準作業 (世話役＋運転手＋普通作業員)
		特殊作業 (世話役＋運転手＋特殊作業員＋普通作業員)
		増員作業 (普通作業員又は一般運転手)
		増員作業 (特殊作業員)

1. 作業区分の変更は両者で協議する。
2. 現場ごとに作業を計上する

運 転 日 誌

年 月

登録番号 横浜

日	使用課	運 転 者	使用時間 時 分から 時 分まで	行 き 先	最終走行メーター距離 Km
運転前点検 総点検 <input type="checkbox"/>		1 ハンドル 2 ブレーキ 3 方向指示器	4 警音機 5 ミラー 6 ワイパー	7 タイヤ 8 灯火装置 9 シートベルト	燃料計指針 E _____ F
自動車に係わる 取組の実施 <input type="checkbox"/>					給油量 リットル

日	使用課	運 転 者	使用時間 時 分から 時 分まで	行 き 先	最終走行メーター距離 Km
運転前点検 総点検 <input type="checkbox"/>		1 ハンドル 2 ブレーキ 3 方向指示器	4 警音機 5 ミラー 6 ワイパー	7 タイヤ 8 灯火装置 9 シートベルト	燃料計指針 E _____ F
自動車に係わる 取組の実施 <input type="checkbox"/>					給油量 リットル

日	使用課	運 転 者	使用時間 時 分から 時 分まで	行 き 先	最終走行メーター距離 Km
運転前点検 総点検 <input type="checkbox"/>		1 ハンドル 2 ブレーキ 3 方向指示器	4 警音機 5 ミラー 6 ワイパー	7 タイヤ 8 灯火装置 9 シートベルト	燃料計指針 E _____ F
自動車に係わる 取組の実施 <input type="checkbox"/>					給油量 リットル

日	使用課	運 転 者	使用時間 時 分から 時 分まで	行 き 先	最終走行メーター距離 Km
運転前点検 総点検 <input type="checkbox"/>		1 ハンドル 2 ブレーキ 3 方向指示器	4 警音機 5 ミラー 6 ワイパー	7 タイヤ 8 灯火装置 9 シートベルト	燃料計指針 E _____ F
自動車に係わる 取組の実施 <input type="checkbox"/>					給油量 リットル

日	使用課	運 転 者	使用時間 時 分から 時 分まで	行 き 先	最終走行メーター距離 Km
運転前点検 総点検 <input type="checkbox"/>		1 ハンドル 2 ブレーキ 3 方向指示器	4 警音機 5 ミラー 6 ワイパー	7 タイヤ 8 灯火装置 9 シートベルト	燃料計指針 E _____ F
自動車に係わる 取組の実施 <input type="checkbox"/>					給油量 リットル